



2021年5月17日

各位

会社名	日本通運株式会社
代表者名	代表取締役社長 齋藤 充
(コード番号	9062 東証第1部)
問合せ先責任者	広報部長 長谷川 浩
(TEL	03-6251-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の当社定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店所在地の変更

当社は、2018年3月23日付「本社移転に関するお知らせ」にて公表のとおり、グループ経営の強化と陸・海・空の総合力を発揮できるワンストップ体制をさらに推し進めるため、「日本通運グループ統合拠点」となる新本社ビルを建設し、本店を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更は2021年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けることといたします。

(2) 事業年度の変更

当社は、2021年4月28日付「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、決算期（事業年度の末日）の変更を予定しております。そのため、事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に、定時株主総会の招集時期を毎年3月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更し、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けることといたします。

(3) 定時株主総会における議決権の基準日制度の廃止

当社は、2021年4月28日付「単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」にて公表のとおり、純粋持株会社体制への移行に向け、2021年6月29日開催予定の当社定時株主総会に「株式移転計画承認の件」を付議することを予定しております。当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第13条に定時株主総会の議決権の基準日に係る規定を定めておりますが、「株式移転計画承認の件」が承認され、2022年1月4日（予定）をもって株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、定時株主総会の議決権の基準日制度は廃止することとし、第13条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、この定款変更は、「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、2021年12月31日の前日までに本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、2021年12月31日にその効力を生じることといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第 14 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第 4 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>第 13 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p>

(新設)	(附則)
(新設)	<u>第 1 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2021 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>
(新設)	<u>第 2 条 第 40 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 116 期事業年度は 2021 年 4 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの 9 か月間とする。なお、本条は、第 116 期事業年度終了後これを削除する。</u>
(新設)	<u>第 3 条 第 42 条 (中間配当金) の規定にかかわらず、第 116 期事業年度は 2021 年 9 月 30 日を中間配当基準日とする。なお、本条は、第 116 期事業年度終了後これを削除する。</u>

(ご参考)

2021 年 12 月期 (2021 年 4 月 1 日～2021 年 12 月 31 日) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、変更後定款第 41 条 (期末配当金) に従い、2021 年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。

3. 日程

取締役会決議日	2021 年 5 月 17 日
定款変更のための株主総会開催日	2021 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更効力発生日	
決算期 (事業年度末日) の変更	2021 年 6 月 29 日 (予定)
定時株主総会における議決権の基準日制度の廃止	2021 年 12 月 31 日 (予定)
本店所在地の変更	2021 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日 (予定)

以 上